

平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壤の汚染に係る環境基準について）の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○ 平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壤の汚染に係る環境基準について）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表			別表		
項目	環境上の条件	測定方法	項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	(略)	カドミウム	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		